

岡山県南広域都市計画総社駅南地区土地区画整理事業施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年6月29日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第21号

岡山県南広域都市計画総社駅南地区土地区画整理事業施行条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県南広域都市計画総社駅南地区土地区画整理事業施行条例施行規則（平成17年総社市規則第137号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(売買代金の納付)</p> <p>第17条 略 2及び3 略</p> <p>4 第1項ただし書きの規定により分割納付する場合において、当該売買代金に付すべき利子の率は、契約締結の日における財政融資資金法（昭和26年法律第100号）<u>に規定する財政融資資金</u>（以下「<u>財政融資資金</u>」という。）の貸付金利と同一の率（当該率が6パーセントを超えるときは、年6パーセント）とし、第1回目の分割納付期日の翌日から日割納付するものとする。ただし、施行者が特に認めたときは、利子を免除することができる。</p> <p>(清算金の分割納付)</p> <p>第22条 略 2及び3 略</p> <p>4 <u>条例第26条第4項の規定で定める率は、法第103条第4項の規定に</u></p>	<p>(売買代金の納付)</p> <p>第17条 略 2及び3 略</p> <p>4 第1項ただし書きの規定により分割納付する場合において、当該売買代金に付すべき利子の率は、契約締結の日における財政融資資金法（昭和26年法律第100号）<u>第10条の</u>財政融資資金の貸付金利と同一の率（当該率が6パーセントを超えるときは、年6パーセント）とし、第1回目の分割納付期日の翌日から日割納付するものとする。ただし、施行者が特に認めたときは、利子を免除することができる。</p> <p>(清算金の分割納付)</p> <p>第22条 略 2及び3 略</p>

改正後	改正前
<p><u>よる換地処分</u>の公告の日の翌日における財政融資資金の貸付利率のうち、次に掲げる条件による貸付金に適用される利率（当該利率が年6パーセントを超えるときは、年6パーセント）とする。</p> <p>(1) <u>償還期間</u> 5年以内 (2) <u>据置期間</u> 無 (3) <u>償還方法</u> 元利均等半年賦償還</p> <p>(供託に係る申出) 第28条 交付すべき清算金が供託すべきものである場合において、<u>宅地又は宅地に存する権利</u>について先取特権、質権又は抵当権を有する債権者が法第103条第1項の規定による通知を受け取った日から14日以内に、施行者に対して供託交付金交付申出書（様式第17号）が提出されたときは、施行者は、その清算金を供託しないものとする。</p>	<p>(供託に係る申出) 第28条 交付すべき清算金が供託すべきものである場合において、<u>当該宅地の権利者</u>が法第103条第1項の規定による通知を受け取った日から14日以内に、施行者に対して供託交付金交付申出書（様式第17号）が提出されたときは、施行者は、その清算金を供託しないものとする。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。